



果樹共済

果樹共済の特徴は…

- 国の災害対策として、農業保険法に基づいて実施しています。
- 保険の仕組みで実施され、掛金の半分以上を国が負担しています。
- 掛金、賦課金は、税金の控除対象になります。
- 収穫物(果実)の収量の補償になります。
樹体、果樹棚、ネット等の補償、収入減少の補填ではありません。
- 神奈川県果樹共済では、
半相殺減収総合方式(なし、キウイフルーツ、うんしゅうみかん)
災害収入共済方式(キウイフルーツ、うんしゅうみかん)を実施しています。

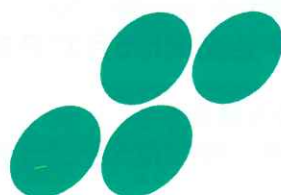
平成31年より、**収入保険制度**が実施されています。

収入保険制度は、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの農業収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として、**自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。**

青色申告を行っている農業者(個人、法人)が対象となります。

※果樹共済等の類似制度との重複加入は出来ません。

詳しくは、農業共済組合へお問い合わせください



安心のネットワーク

NOSAI 神奈川

加入要件は...

なしでは、1類(幸水などの早生品種)、2類(豊水などの中生品種)、3類(新高などの晩生品種)の類区分ごとに5a以上の栽培面積の生産者

キウイフルーツでは、5a以上の栽培面積の生産者(類区分の設定はありません)

うんしゅうみかんでは、1類(早生温州)、2類(普通温州)の類区分ごとに5a以上、3類(ハウス温州みかん)の類区分で2.5a以上の栽培面積の生産者

災害収入共済方式の場合は、おおむね全量を共同出荷し、過去5年分の出荷資料が得られる生産者、または、青色申告決算書により収穫量、生産金額が適正に得られる生産者に限られます。

共済事故(対象災害)は...



風水害



鳥獣害



ひょう害



病虫害



凍霜害、干害、暖冬害、寒害、雪害、冷湿害、地震、噴火、地滑り、その他の気象上の原因による災害、火災

隔年結果習性、農薬等による薬害、盗難、通常行うべき肥培・園地管理、病虫害防除等を怠ったことによる減収、市場原理による価格の下落は、補償対象外です。

共済責任期間(補償期間)は...

なしでは、花芽の形成期から、翌年の果実の収穫期まで … 【申込期間は5月31日まで】

または、発芽期から、当年の果実の収穫期まで … 【申込期間は2月20日まで】

キウイフルーツでは、花芽の形成期から、翌年の果実の収穫期まで …
【申込期間は5月31日まで】

うんしゅうみかんでは、春枝の伸長停止期から、翌年の果実の収穫期まで …
【申込期間は6月20日まで】

共済金額(補償金額)は...

$$\text{共済金額} = \text{標準収穫量} \times \text{1kg当たり価額} \times \text{付保割合}$$

災害時に支払いが補償される
最高限度額

品種・樹齢に応じた標準的な
収穫量(平年収穫量)

過去一定年間の農家手取り価額を
基礎に農林水産省で算定

4割から7割の範囲で
加入者の選択

災害収入共済方式の場合は、平年の生産金額に付保割合(4割から8割の範囲)を乗じて算出します。

共済掛金は...

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階掛金率} \times \text{5割(国庫負担)}$$

過去の実績により算定される
加入者ごとの料率

国が掛金の半分を負担

なしでは、防災施設(多目的ネット、防鳥ネット等)により、共済掛金の割引があります。
また、共済掛金のほかに、事務費賦課金がかかります。

10a当たりの目安の金額は...

●なし

共済金額 70万円～110万円 共済掛金 8,000円～13,000円

●キウイフルーツ

共済金額 30万円～70万円 共済掛金 8,000円～16,000円

●うんしゅうみかん1、2類

共済金額 10万円～20万円 共済掛金 500円～1,000円

●うんしゅうみかん3類

共済金額 200万円～250万円 共済掛金 4,000円～6,000円

※支払開始割合3割、付保割合7割を選択時の新規加入の場合の料率を基に計算。



共済金は...

生産者ごと、類区分ごとに、

果実の減収量が基準となる収穫量の支払開始割合を超えた場合に支払対象

支払開始割合は、3割、4割、5割から加入者の選択となります。

被害樹園地の現地調査を行い、損害割合(共済金支払割合)に応じて共済金をお支払いいたします。

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払割合}$$

※ 支払開始割合3割の場合の共済金支払割合

損害割合(%)	1～30	31	40	50	60	80	100
共済金支払割合(%)	0(支払対象外)	1	14	29	43	71	100

災害収入共済方式の場合は、生産者ごと、類区分ごとに、果実の収穫量が基準となる収穫量を下回り、かつ、生産金額(生産者手取り金額)が基準となる生産金額の共済限度額割合(8割、7割、6割から加入者の選択)に達しない場合に支払対象となります。

被害が発生した場合には、必ず組合まで連絡をお願いします。

被害状況の確認ができなかったり、収穫後の被害申告では、現地調査ができませんので、共済金支払いの対象となりません。

金融商品販売法に係る重要事項説明書

●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (１) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (２) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (３) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (４) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (５) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項の説明書のご了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

●個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

こんなときは、**NOSAI** へ連絡をお願いします。

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採等、樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

お問い合わせは、神奈川県農業共済組合へ

■本 所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL：0463-94-3211 FAX：0463-92-5830

所管区域

藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町・大和市・海老名市・
座間市・綾瀬市・厚木市・愛川町・清川村・平塚市・
秦野市・大磯町・二宮町・伊勢原市

■東部支所

〒241-0825 横浜市旭区中希望が丘108-16
(山和ビル3階)

TEL：045-392-0038 FAX：045-392-0045

所管区域

横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市

■西部支所

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
(足柄上合同庁舎内 第2別館3階)

TEL：0465-82-0138 FAX：0465-82-8031

所管区域

小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・
松田町・山北町・開成町

■北部支所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL：042-784-8500 FAX：042-784-6180

所管区域

相模原市